

豊見城市児童発達支援センター業務委託公募型プロポーザル質疑に対する回答書

No.	質疑内容	回 答																								
1	本事業における児童発達支援の利用について、市として現時点で想定されている利用児童数、利用率等がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	市として現時点で一律の「想定利用児童数」や「想定利用率」の目標値は設定していません。 本プロポーザルにおいては、本市が公表している「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」や地域の人口動態等の既存データに基づき、応募事業者において地域の潜在的ニーズや利用見込み（初年度から安定期にいたるまでの利用率の推移等）を分析・算出のうえ、実現可能かつ持続可能な事業計画（収支計画）をご提案いただくこととしています。																								
2	現在、市が把握されている市内の児童発達支援の利用状況や、センター利用につながるものが想定される児童数等について、可能な範囲で資料・数値をご提示いただけますと幸いです。	本市における障がい児サービスの利用状況(延べ件数)は以下のとおりです。 【障害児相談支援】 <table><tr><td>令和7年度</td><td>1,494 件</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>1,322 件</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1,322 件</td></tr></table> 【児童発達支援】 <table><tr><td>令和7年度</td><td>1,863 件</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>1,898 件</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1,723 件</td></tr></table> 【医療型児童発達支援】 <table><tr><td>令和7年度</td><td>25 件</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>45 件</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>57 件</td></tr></table> 【放課後等デイサービス】 <table><tr><td>令和7年度</td><td>6,615 件</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>5,800 件</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>5,772 件</td></tr></table>	令和7年度	1,494 件	令和6年度	1,322 件	令和5年度	1,322 件	令和7年度	1,863 件	令和6年度	1,898 件	令和5年度	1,723 件	令和7年度	25 件	令和6年度	45 件	令和5年度	57 件	令和7年度	6,615 件	令和6年度	5,800 件	令和5年度	5,772 件
令和7年度	1,494 件																									
令和6年度	1,322 件																									
令和5年度	1,322 件																									
令和7年度	1,863 件																									
令和6年度	1,898 件																									
令和5年度	1,723 件																									
令和7年度	25 件																									
令和6年度	45 件																									
令和5年度	57 件																									
令和7年度	6,615 件																									
令和6年度	5,800 件																									
令和5年度	5,772 件																									

		【保育所等訪問支援】 <table><tr><td>令和 7 年度</td><td>628 件</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>546 件</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>315 件</td></tr></table> 【居宅訪問型児童発達支援】 <table><tr><td>令和 7 年度</td><td>7 件</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>21 件</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>26 件</td></tr></table> 本市における障がい児福祉サービスの利用状況や今後の見込量（ニーズ）、障がい児の現状については、本市が策定・公表しています「豊見城市障がい者計画」に掲載されています。応募事業所におかれましては、同計画内の「第 4 章 障がい児福祉計画の見込量（110 ページ～116 ページ）」等の各種データを参考資料としてご活用いただき、本市の地域特性やニーズに応じた事業計画をご提案ください。 【資料掲載場所】 豊見城市ホームページ > ホーム > 行政情報 > 政策・計画 > 健康・福祉に関する計画 > 豊見城市障がい者福祉計画	令和 7 年度	628 件	令和 6 年度	546 件	令和 5 年度	315 件	令和 7 年度	7 件	令和 6 年度	21 件	令和 5 年度	26 件
令和 7 年度	628 件													
令和 6 年度	546 件													
令和 5 年度	315 件													
令和 7 年度	7 件													
令和 6 年度	21 件													
令和 5 年度	26 件													
3	本事業では、一定の人員配置や専門職の確保等が必要となる一方、児童発達支援に係る給付費については利用児童数・利用日数等に 応じた収入となるものと認識しております。 そのため、利用児童数が市の想定を下回った場合に、委託料の取扱いに変更が生じるのか、または事業者と市との間で運営状況について協議を行う仕組み等があるのかについて、ご教示いただけますでしょうか。	本事業における運営費は、原則として児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の「実績に応じた給付費収入」及び本事業の委託料を財源として、事業者の独立採算により運営していただくことを想定しています。 利用児童数の変動による委託料の自動的な増額や定額補填等の取扱いの変更は予定していません。 しかしながら、地域の療育ニーズの動向等により、利用児童数が想定を大幅に下回るなどして事業運営に重大な影響が生じる場合は、必要に応じ、市と事業者間で運営状況に関する情報共有や、安定経営に向けた協議・調整を行う場を設けることとします。												

豊見城市児童発達支援センター業務委託公募型プロポーザル質疑に対する回答書

4	本事業の委託期間終了後の児童発達支援センターの運営について、現時点で市として想定されている方向性がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。 具体的には、委託の継続、改めの公募、指定管理等への移行、市による直営化、その他の運営方法等について、現時点での考え方がございましたらお聞かせいただけますと幸いです。	委託期間終了後の運営方法（委託の継続、再公募、その他の手法への移行等）については、現時点において特定の方向性を確定しているものではありません。 本事業の実施期間中における運営状況の評価や、本市の次期「障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定、地域のニーズ動向等を踏まえ、委託期間終了前までに市としての方針を決定し、受注者へ通知・協議等を行うことを想定しています。 いずれの手法を選択する場合においても、利用児童への支援が途切れることのないよう、安定的な運営継続を最優先に検討することとしています。
5	本委託期間を通じて蓄積された運営実績、利用状況、相談件数、地域ニーズ等について、委託期間終了後の運営体制や事業の在り方を検討する際に、どのように活用される予定であるかについても、併せてご教示いただけますでしょうか。	本委託期間中に受注者において蓄積される運営実績、利用状況、相談件数、地域ニーズ等のデータは、本市における障害児支援の中核を担う児童発達支援センターの貴重な成果・知見であると認識しています。 これらのデータや日々の運営を通じて見えてきた地域の課題等については、本市が策定する今後の「障がい児福祉計画」等の基礎資料として活用させていただくほか、本事業の委託期間終了後における次期事業の規模、求められる専門機能、及び効率的な運営体制の在り方を総合的に評価・検証するための重要な指標として活用させていただく予定です。
6	企画提案書類として提出する「職員配置予定一覧表（様式第6号）」および「勤務形態一覧表（様式第7号）」の作成について、仕様書に定められた専門職種の配置にあたり、現時点で法人内での異動調整中である職種や、採択決定後の準備期間（令和8年中）での新規採用を予定している職種がある場合の質問です。 これら「申請段階で実名が未確定である職種」について、氏名欄を「採用予定」または	確実に職員配置ができることの確認のために、「職員配置予定一覧表（様式第6号）」に全ての職種についての記載が必要です。 ただし、「採用予定」の場合は、「採用状況」欄に「採用予定」と、「採用(予定)年月日」欄に採用予定日を記載してください。 配置予定者について、採用予定以外の理由で記載できない場合には、別紙(任意様式)にその理由を記載し、提出してください。

豊見城市児童発達支援センター業務委託公募型プロポーザル質疑に対する回答書

	「調整中」等と記載して提出することは可能でしょうか。 あるいは、申請段階で全ての配置予定者の実名が記入されていることが必須要件となりますでしょうか。	
7	企画提案書類として提出する「業務収支計画書（様式第8号）」の作成について、 ① 収支計画についての記入は発達支援センターのみでしょうかそれとも給付事業（児童発達支援）を含めた計画でしょうか ② 資金状況、運営費と普通預金の関係、直近3期の決算書については法人全体として示して良いでしょうか	企画提案書類として提出する「業務収支計画書（様式第8号）」の作成については、 ① 児童発達支援センター全体、つまり、仕様書「14 委託内容」に記載されている給付事業等を含めた収支計画について記載してください。 ② お見込のとおり、法人全体としての状況について記載してください。
8	相談支援の範囲について、 本センターに求められる相談窓口の位置づけについて確認させてください。 センターに求められている相談支援は、現在、市が行っている障害児・発達に関する相談機能の一部を本センターへ移す想定でしょうか。もしくは、市の相談窓口とは連携しつつ、センター独自の相談窓口として設置する想定でしょうか。 あわせて、対象者、相談内容、対応範囲についてご教示ください。 通所サービスを利用していない児童や家族からの発達相談・子育て相談も対象として対応したいと考えておりますが、問題ございませんでしょうか。	こども家庭庁が発出している「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」（令和6年7月発出。以下「手引き」という。）を事前にご確認ください。 相談窓口の位置づけについては、市の相談窓口の機能を移管するものではありません。児童福祉法改正に伴う児童発達支援センターの中核機能の一つである「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」を担うものとして設置を想定しています。市の相談窓口（現在は、2事業所に委託しています。）や乳幼児健診、基幹相談支援センター等の関係機関と緊密に連携・役割分担をしながら、センター独自の専門的な窓口として運営していただきます。 また、通所サービス未利用者からの相談については、ご質問の通り、現在センターの通所サービス（児童発達支援等）を利用していない児童や、そのご家族からの相談も当然に対象となります。手引きにも示されている通り、家族がこどもの発達に不安を感じる等の「気のせい」「気づき」の段階にある家庭に対しても、丁寧に発達支援の入口として相談に対応することが本センターの重要な役割です。

豊見城市児童発達支援センター業務委託公募型プロポーザル質疑に対する回答書

9	市との情報共有・報告方法について、 私たちは市と適切な連携体制を構築したいと考えております。 つきましては、センターで受け付けた相談事案に関する市への日常的な情報共有のフロー・方法について、想定がございましたらご教示ください。 また、月間および年間実績報告書に関しまして、記載が求められる具体的な項目（相談件数、利用人数、相談内容、対応結果等の詳細度）、指定様式の有無、提出期限について伺えますでしょうか。 あわせて、報告時の個人情報保護に関する貴市の運用ルール等がございましたらご教示ください。	本センターと市との情報共有、実績報告、および個人情報の取扱いに関する想定・ルールは以下のとおりです。 ・日常的な情報共有のフロー・方法について 【通常の事案】 - 定期的な連絡会（月1回程度を想定）や、必要に応じた電話・電子メール等の速やかな手段により、随時共有・相談を行う体制とします。 【緊急性の高い事案（虐待等の疑い、事故、その他重大なトラブル等）】 - 事案を覚知又は発生後、直ちに、まず市の主管課へ電話等で第一報を入れ、その後速やかに書面（書式任意）等で詳細を報告するフローを想定しています。 ・実績報告（月間・年間）について - 実績報告書の提出については、仕様書中 14 委託内容（4）関連する業務 カ 事業計画と事業費見積書の提出(P14)に記載されているとおりです。 - 当該報告に求められる項目については、現在において相談支援業務に関しては、相談件数、実利用者数（新規・継続の別）、相談経路、相談内容の分類（発達不安、行動特性、福祉サービス利用等）、対応結果（他機関への繋ぎ等）等について市が指定する様式（契約後に提供）にて報告していただくことを想定しています。 ・報告時の個人情報保護に関する運用ルールについて - 市への定期報告（月間・年間実績報告）の際は、特定の個人が識別できないよう、「原則として匿名化（統計データ化、又はイニシャルや記号等への置換）」して提出していただくことを想定しています。 - ただし、日常的な業務連絡や緊急時の連携において、市と共同して具体的な支援を行う必要がある場合に限り、個人情報保護条例（または個人情報保護法及び市が定める運用マニュアル等）に準拠した適切な暗号化、または直接の手渡し等、安全性が担保された方法で個人情報を共有するものとします。
---	--	---